職業安定分科会雇用保険部会(第96回)

平成25年12月11日

資料2

財 政 運 営

# 失 業 等 給 付 関 係 収 支 状 況

(単位:億円)

he :							11 1 10 10 17
	20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 予算	26年度 概算要求
収 入	22, 896	20, 508	20, 467	20, 919	17, 628	18, 179	18, 147
うち保険料収入	19, 664	12, 790	17, 858	18, 658	15, 570	16, 145	16, 206
うち 失業等給付に係る 国 庫 負 担 金	1, 604	5, 887	702	1, 281	1, 531	1, 663	1, 661
うち 就職支援法事業 に係る国庫負担金	_	_	_	167	5	160	139
支出	15, 907	22, 481	18, 221	17, 946	17, 460	20, 222	20, 347
(うち 失業等給付費) (うち 就職支援法事業)	( 13, 496) —	( 19, 805) —	( 16, 616) —	( 16, 543) ( 110)		( 17, 514) ( 680)	( 17, 735) ( 591)
差 引 剰 余	6, 989	<b>▲</b> 1,973	2, 246	2, 973	168	<b>▲</b> 2, 043	<b>▲</b> 2, 200
積 立 金 残 高	55, 821	53, 870	55, 746	58, 719	59, 257	57, 214	55, 014
(特例措置に基づく貸し出し額)	_	_	( 370)	( 370)	_	_	_

- (注)1.25・26年度の「支出」には、それぞれ予備費(25'予算:800億円、26'要求:790億円)が計上されている。
  - 2.「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(22'決算:370億円)が減額されているが、24年度決算処理において雇用安定事業費から返還。
  - 3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

# 雇用保険二事業関係収支状況

(単位:億円)

		20年度 決算	21年度 決算	22年度 決算	23年度 決算	24年度 決算	25年度 予算	26年度 概算要求
収	入	5,230	5,022	5,925	6,200	5,894	5,866	5,934
支	出	5,649	10,235	7,078	6,348	5,030	5,393	5,382
差 引 (積立金	剰余つ返還)	<b>▲</b> 419	▲ 5,212	<b>▲</b> 1,153	<b>▲</b> 148	863 <b>▲</b> 370		552
安定資	金残高	10,260	5,048	3,895	3,747	4,240	4,713	5,265

<sup>(</sup>注)1.22年度の「収入」には、特例措置による積立金からの受入額(22':370億円)が含まれているが、24年度決算処理において、積立金へ返還。

<sup>2.</sup> 数値は、それぞれ四捨五入している。

## 雇用保険制度改正に伴う財政影響について(試算)

### 基本手当・再就職手当

### 平年度

平成25年度以前と比べての支出の増 : 約310億円 (内訳)

・再就職手当制度改正に伴う支出の増 : 約900億円 (注1)

・早期再就職促進による求職者給付抑制 : ▲約340億円 (注2)

・暫定措置(個別延長給付)の 重点化による支出の圧縮 : ▲約250億円

注1:再就職手当の見直し(再就職手当受給者が賃金低下時に6月定着後に追加給付)に伴う

影響額の試算であり、平成26年度においては、施行日により財政影響は変動する。

注2:早期再就職に伴う、求職者給付の抑制効果の試算

注3:早期再就職により、新たに被保険者が増えることに伴う保険料収入が別途見込まれる。

## 雇用保険制度改正に伴う財政影響について(試算)

中長期的なキャリア形成の支援のための措置(教育訓練給付の拡充)

### 平年度

教育訓練給付の拡充に伴う所要額: 約890億円(注1)

注1:中長期的キャリア形成の支援のための訓練費用に対する給付率の拡充

(20%→40% + 20%) 及び45歳未満の若年離職者に対する特別措置に伴う影響額の試算

注2:平成26年度においては、施行日により財政影響は変動する。

### 育児休業給付

### 平年度

給付率の引上げに伴う所要額:約800億円

注1: 育児休業給付の給付率を、休業取得後最初の6月間について67%に引き上げた場合の影響額の試算

注2:平成26年度については、施行日により財政影響は変動する。

# 失業等給付費の今後5年間の収支見込みについて

### 第1 試算の前提

① 雇用情勢の前提

雇用情勢(基本手当(所定給付日数分)の受給者実人員)について、次の二通りを想 定し、平成26年度以降一定で推移すると仮定

試算 I 受給者実人員 60万人(平成26年度実績見込みベース (注))

試算Ⅱ 受給者実人員 66万人(平成20~24年度実績平均ベース)

(注) 平成24年度の実績から平成25年度の実績が60万人と見込まれ、当該人数が平成26年度も続くと仮定した上での実績見込み。 平成26年度の概算要求は当該人数を基に要求している。

### ② その他試算に当たっての前提

・ 雇用保険料率は、10/1,000とし、平成26年度以降の収入は平成26年度概算要求額 と同額と仮定

ただし、弾力条項が適用できなくなった場合には、当該額を14/10倍している。

 個別延長給付、再就職手当、中長期的なキャリア形成支援関係費及び育児休業給付 (制度改正関係費)は制度改正案を反映したものとし、支出は平年度化後<sup>(注)</sup>一定と 仮定。

(注) 再就職手当は平成27年度に、中長期的なキャリア形成支援関係費は平成29年度に支出が平年度化する。その他は平成26年度から平年度化

- 基本手当及び制度改正関係費以外の給付費、求職者支援事業費、業務取扱費等の支出は一定と仮定
- ・ 各年度の支出には予備費(25年度800億円、26年度以降790億円)が含まれる。

### 第2 試算の結果

① 試算 I のケース

平成30年度まで雇用保険料率を10/1,000で維持可能 ただし、平成30年度で弾力倍率が2倍を下回るため、平成32年度に保険 料率が本来料率(14/1,000)に戻る。

② 試算Ⅱのケース

平成29年度まで雇用保険料率を10/1,000で維持可能 ただし、平成28年度で弾力倍率が2倍を下回るため、平成30年度に保険 料率が本来料率(14/1,000)に戻る。

- ※ 弾力条項の適用について
  - ・ 弾力倍率が2倍を超えているときは保険料率を10/1,000まで引き下げることができるが、2倍以下のときには弾力条項が適用できず、本来料率(14/1,000)に自動的に戻ることとなる。
  - ・ 弾力条項の適用の可否は決算をみて判断されるため、翌々年度以降の保険料率に 反映される。

試算 II の場合、平成28年度の決算が明らかとなる平成29年度に弾力条項の可否を判断するため、平成30年度以降の保険料率が本来料率に戻ることとなる。

## 試算 | 平成26年度以降受給者実人員が60万人で推移するケース (平成26年度実績見込みベース)

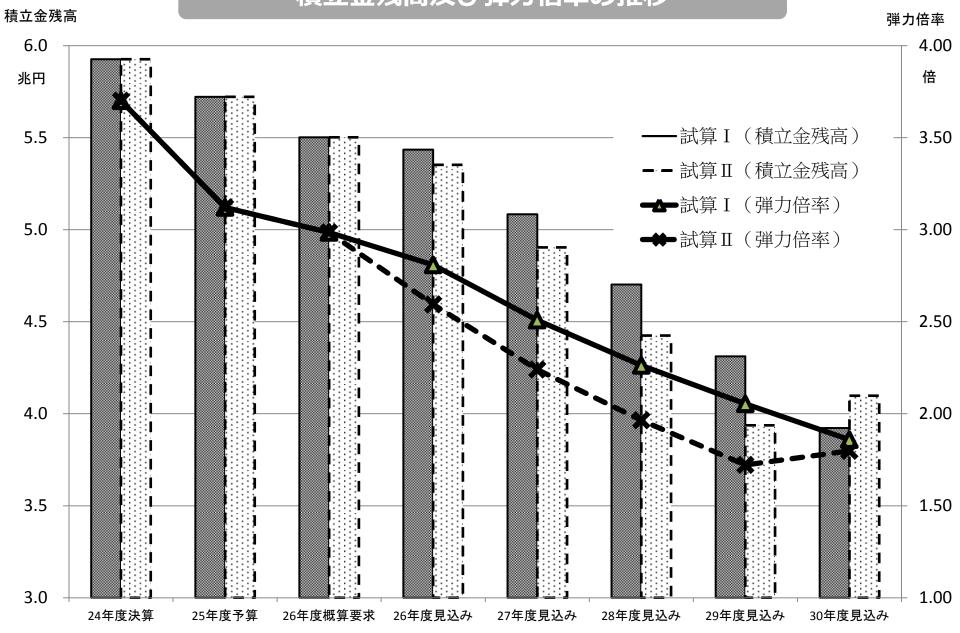
				24年度 決算	25年度 予算	26年度 概算要求	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み	30年度 見込み
収			入	17,628	18,179	18,147	18,148	18,130	18,130	18,130	18,130
支			出	17,460	20,222	20,347	21,017	21,639	21,947	22,030	22,030
差	引	剰	余	168	▲ 2,043	▲ 2,200	▲ 2,869	▲ 3,509	▲ 3,817	▲ 3,900	▲ 3,900
積	立至	金残	高	59,257	57,214	55,014	54,345	50,835	47,018	43,118	39,218
弾	カ	倍	率	3.70	3.12	2.98	2.81	2.51	2.26	2.05	1.86
									-	'	
	用保険	料 <u>率</u> ‰±4‰)		10‰	10‰	10‰	10‰	10‰	10‰	10‰	10‰
弾ス	力条項の	の適用も	<b>大況</b>	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用

## 試算 II 平成26年度以降受給者実人員が66万人で推移するケース (平成20~24年度実績平均ベース)

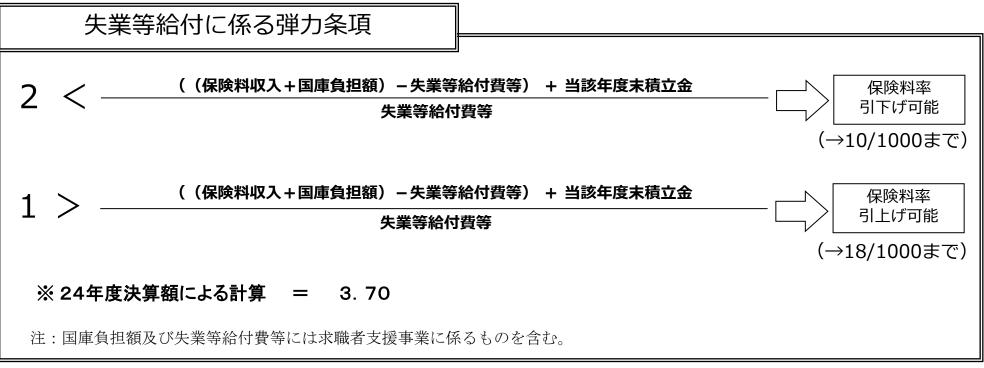
								in the second se				
				24年度 決算	25年度 予算	26年度 概算要求	26年度 見込み	27年度 見込み	28年度 見込み	29年度 見込み	30年度 見込み	
収			入	17,628	18,179	18,147	18,268	18,268	18,268	18,268	24,750	
支			出	17,460	20,222	20,347	21,959	22,753	23,061	23,144	23,144	
差	引	剰	余	168	▲ 2,043	<b>A</b> 2,200	▲ 3,691	<b>▲</b> 4,485	<b>4</b> ,793	<b>▲</b> 4,876	1,606	
積	立 金		高	59,257	57,214	55,014	53,523	49,037	44,245	39,368	40,975	
弾	カ	倍	率	3.70	3.12	2.98	2.59	2.24	1.96	1.72	1.80	
雇用保険料率 (本来料率14‰±4‰)				10‰	10‰	10‰	10‰	10‰	10‰	10‰	14‰	
弾力条項の適用状況				適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用	適用不可	

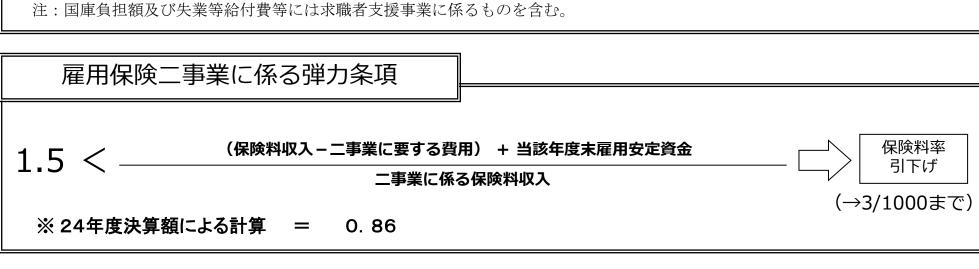
平成28年度において弾力倍率が2倍を下回る見込みのため、平成30年度以降の保険料率が本来料率 (14/1,000)に戻ることとなる。

### 積立金残高及び弾力倍率の推移



# 雇用保険料率の弾力倍率の計算方法





### 雇用保険制度における弾力条項について(参照条文)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第12条第5項及び第8項)

#### 失業等給付に係る弾力条項

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項の規定による国庫の負担額、同条第六項の規定による国庫の負担額(同法による雇用保険事業の事務の執行に要する経費に係る分を除く。)並びに同法第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額並びに同法第六十四条の規定による助成及び職業訓練受講給付金の支給の額との合計額(以下この項において「失業等給付額等」という。)との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金(第七項において「積立金」という。)に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額等の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額等に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、一年以内の期間を定め、雇用保険率を千分の十三・五から千分の二十一・五まで(前項ただし書に規定する事業(同項第三号に掲げる事業を除く。)については千分の十五・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の十六・五から千分の二十四・五まで)の範囲内において変更することができる。

#### 雇用保険二事業に係る弾力条項

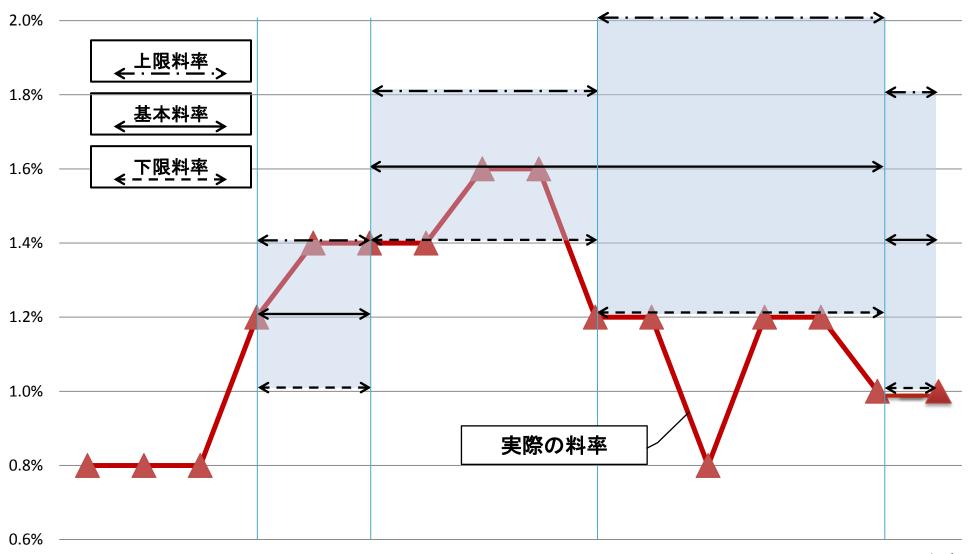
8 厚生労働大臣は、毎会計年度において、二事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業及び能力開発事業 (同法第六十三条に規定するものに限る。)に要する費用に充てられた額(予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定 に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。)との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率(第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率)を雇用保 険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。

### 雇用保険料及び国庫負担の推移

	失業保 (昭22)		(昭27)	(昭34)	(昭35)	(昭45)	雇用保(昭50)		(昭54)	(昭56)	(昭57)	(昭61)	(昭63)	(平4)	(平5)	(平10)	(平13)	(平14)	(平15)	(平19)	(平21)	(平22)	(平23)	(平24)	(平25)
雇用保険料	<u>22</u> 1,000	<u>20</u> 1,000	16 1,000	$\longrightarrow$	14 1,000	13 1,000	<u>13</u> 1,000	13.5	14.5	14.0	14.5	14.0	14.5	12.5 1,000	11.5 1,000	$\longrightarrow$	15.5 1,000	<u>17.5</u> 1,000	19.5 1,000	15.0 1,000	11.0 1,000	15.5 1,000	$\longrightarrow$	13.5	$\longrightarrow$
失業等給付保険料率 (労使折半)	<u>22</u> 1,000	<u>20</u> 1,000	<u>16</u> 1,000	$\longrightarrow$	14 1,000	13 1,000	10 1,000	$\longrightarrow$					$\longrightarrow$	9 1,000 (弾力)		$\rightarrow$		14 1,000 (弾力)		12 1,000 (弾力)	8 1,000 (法改正) (注4)	12 1,000 (弾力)	$\longrightarrow$		$\rightarrow$
二事業保険料率(使用者負担)							3.0 1,000	3.5 	$\rightarrow$	3.0 1,000 (弾力)	3.5 1,000 (弾力)	3.0 1,000 (弾力)	3.5 1,000 (弾力)						<b>→</b>	3.0 1,000 (弾力)	$\rightarrow$				$\rightarrow$
国庫負担率 (基本手当)	3		$\longrightarrow$	1 4									$\longrightarrow$		20.0% (1/4 ×0.8)	14.0% (20.0% × 0.7)	1 4		$\longrightarrow$	13.75% (1/4 ×0.55)	(注5)				$\rightarrow$

- (注1)農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。
- (注2)平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。
- (注3)平成4年度~平成12年度、平成19年度~の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5~9年度0.8、H10~12年度0.56、H19年度~0.55)を乗じて得た額とされた。
- (注4)平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。
- (注5)平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。
- (注6)平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げることとされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保 した上で暫定措置を廃止するものとする、とされた。

## 失業等給付に係る保険料率の推移



10年度 11年度 12年度 13年度 14年度 15年度 16年度 17年度 18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度

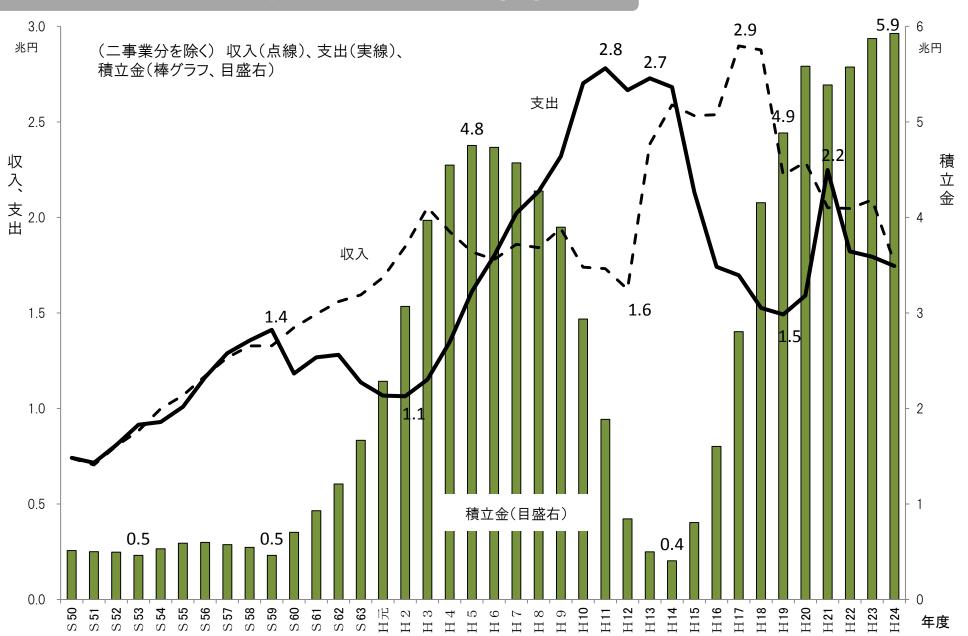
## 参考1 失業等給付関係収支の推移(1)

(単位:億円)

																						<del>【里</del>	<u>.14:1思円)</u>
		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度 予算	26年度 概算要求
収	入	18,187	17,797	18,593	18,414	19,423	17,397	17,317	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	28,978	28,764	22,214	22,896	20,508	20,467	20,919	17,628	18,179	18,147
	うち 保険料収入	12,266	12,270	12,457	12,650	12,923	12,929	12,335	12,164	18,251	19,211	20,242	20,435	23,856	24,528	19,402	19,664	12,790	17,858	18,658	15,570	16,145	16,206
	うち失業等給 付に係る 国庫負担金	2,790	2,490	3,374	3,273	4,388	3,078	4,012	3,354	4,884	6,417	4,494	4,267	3,462	1,953	1,190	1,604	5,887	702	1,281	1,531	1,663	1,661
	うち就職支援 法事業に係る 国庫負担金	_	_	_	_	l	-	_	1	_	1	I	I	1	_	_	_	1	1	167	5	160	139
支	出	16,127	17,996	20,221	21,358	23,203	27,018	27,806	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	16,972	15,261	14,917	15,907	22,481	18,221	17,946	17,460	20,222	20,347
	うち失業等 給付費)	14,960	17,045	19,036	20,154	21,939	25,762	26,550	25,138	26,007	25,292	19,618	14,672	13,772	12,803	12,598	13,496	19,805	16,616	16,543	15,771	17,514	17,735
	うち就職支 援法事業)	_	_	_	_	_										_	_	_	_	110	551	680	591
差	引剰余	2,061	▲ 199	▲ 1,628	▲ 2,944	▲ 3,780	▲ 9,621	▲ 10,489	▲ 10,421	▲ 3,445	▲ 934	4,000	7,962	12,006	13,503	7,297	6,989	▲ 1,973	2,246	2,973	168	▲ 2,043	▲ 2,200
積	立金残高	47,527	47,328	45,699	42,755	38,975	29,354	18,865	8,443	4,998	4,064	8,064	16,026	28,032	41,535	48,832	55,821	53,870	55,746	58,719	59,257	57,214	55,014

- (注)1.25・26年度の「支出」には、それぞれ予備費(25'予算:800億円、26'要求:790億円)が計上されている。
  - 2.「積立金残高」は、特例措置により雇用安定事業費を支弁するために必要な額(22'決算:370億円)が減額されているが、24年度決算処理において雇用安定事業費から返還。
  - 3. 数値は、それぞれ四捨五入している。

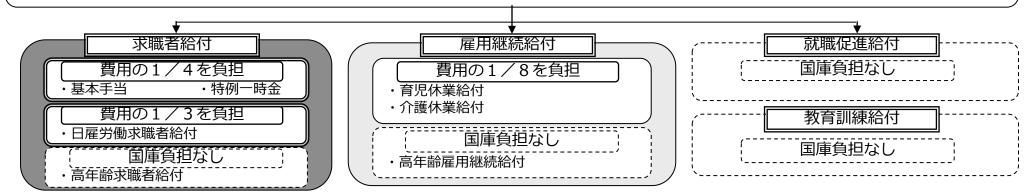
## 参考2 失業等給付関係収支の推移(2)



### 失業等給付に係る国庫負担について

#### 基本的考え方

雇用保険の<u>保険事故である失業については、政府の経済政策、雇用政策と無縁ではなく、政府もその責任の一端を担うとの考え方から</u>、 単に労使双方のみの拠出に委ねることなく、国庫も失業等給付に要する費用の一部を負担している。



#### 国庫負担の現状

- 雇用保険(失業等給付)の**国庫負担については本来の55%の額に暫定的に引き下げている。**(平成19年度~)
- 雇用保険法附則第15条において、「<u>できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫</u> <u>定措置を廃止するものとする</u>」とされている。

#### <参考:雇用保険法附則>

(国庫負担に関する暫定措置)

- 第十三条 国庫は、第六十六条第一項及び第六十七条前段の規定による国庫の負担については、当分の間、これらの規定にかかわら ず、これらの規定による国庫の負担額の百分の五十五に相当する額を負担する。
- 2 · 3 (略)
- **第十五条 雇用保険の国庫負担については、**引き続き検討を行い、**できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で**附則第十三条に 規定する**国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。**

## 財政運営に係る論点

- 失業等給付の国庫負担に係る暫定措置について、雇用保険法附則第15条の「できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で附則第13条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする」との規定を踏まえ、どう考えるか。
- 平成26年度の失業等給付に係る雇用保険料率について、給付の見直しの内容 及び財政影響並びに今後5年間の失業等給付の積立金の推移の見通しを踏ま え、引き続き弾力条項を用いて10/1000とすることについてどう考えるか。
- 現在雇用保険の附帯事業として位置づけられている求職者支援制度の費用の 負担の在り方について、財政状況等を踏まえ、どう考えるか。